令和6年度 和歌山平野農地防災事業 安楽川井支線C5号水路第1工区工事

特別仕様書

近畿農政局 和歌山平野農地防災事業所

	安未川升文献U 3 5 小昭第 1	
項目	内容	摘要
第1章 総則	令和6年度 和歌山平野農地防災事業安楽川井支線C5水路第1工区工事(以下「本工事」という。)の施工にあたっては、農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)及び近畿農政局農村振興部制定「近畿農政局土木工事共通事項書(令和6年4月)」(URL: https://www.maff.go.jp/kinki/seibi/sekei/kouji_gyoumu/kouji_gyoumu.html)(以下「共通事項書」という。)に基づいて実施する。共通仕様書及び共通事項書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。	
 第2章 工事内容		
1 目的	本工事は、国営和歌山平野土地改良事業計画に基づき、安楽川井支線 C 5 号水路を改修するものである。	
2 工事場所	和歌山県紀の川市桃山町最上地内	
3 工事概要	本工事の概要は次のとおりである。 水路延長 L=265.2m 施工始点 測点No.0+19.488 施工終点 測点2No.5+.6.919 内訳 大型フリューム (B1,500×H1,200) L=135.5m 大型フリューム (B1,400×H1,200) L=106.0m 付帯工 一式	
4 工事数量	別紙「工事数量表」のとおりである。	
5 工期	本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者などの確保が図れるよう余裕期間を設定した工事である。 余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。 なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。 工 期:令和6年9月12日から令和7年3月15日まで(余裕期間:契約締結の日から令和6年9月11日まで) ※ 契約締結後において、余裕期間内に受注者の準備が整った場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。 なお、低入札価格調査等により、上記の工事の始期以降に契約締結となった場合には、余裕期間は適用しない。 また、工事実績情報システム(コリンズ)に登録する技術者の従事期間は、契約(変更の場合は、変更契約)工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。	
第3章 施工条件 1 工事期間中 の休業日	工事期間中の休業日として、雨天・休日等13日(月平均)を見込んでいる。 なお、休業日には、土曜日、日曜日、祝日、年末年始休暇を含んでいる。	
2 寒中コンク	1) 本工事におけるコンクリート工事の施工に当たって、共通仕様書第1編3-10-2	

_			安楽川井支線 С 5 号水路第 1	エビエヨ		
項目	内	容		摘要		
リート	に規定する「寒中コンクリート」は想定していない。 2) 気象状況により寒中コンクリートの施工を行う必要がある場合は、監督職員と協議の上、養生方法、その他の施工方法について、共通仕様書第1編1-1-5に基づき作成する施工計画書に記載しなければならない。					
3 工程制限	水路内工事は、非かんがい期(なお、詳細な期間は、監督職員)					
4 工事を施工 しない日	取得に要する費用の計上の試行工 ては、提出する実施計画書による なお、気象条件等により上記のこ	原則、土曜日、日曜日、大型連休及び年末年始休暇とする。ただし、週休2日の 対得に要する費用の計上の試行工事のうち、週休2日の実施を取り組む工事につい には、提出する実施計画書によるものとする。 なお、気象条件等により上記の工事を施工しない日において、やむをえず工事の 直工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。				
5 工事を施工しない時間帯	原則、平日の午後5時30分からなお、気象条件等により上記の1事の施工が必要となった場合は、「	工事を施工しない時間	, , , , , , , , , , , , , , , , ,			
第4章 現場条件 1 土質	本工事の施工場所の土質は、粘	生土を想定している。				
2 関連工事	本工事に関連する工事として、 通じ、関連工事の責任者と十分連絡 しなければならない。					
	工事名	工期	調整事項			
	千旦放水路他ゲート製作据付工事	R6. 5. 28~R7. 3. 28	ゲート据付			
3 第三者に対 する措置 (1) 騒音、振動 対策	1) 騒音・振動等の対策については、十分に配慮するとともに、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。 2) 特に住宅隣接箇所における構造物の取り壊し等に際しては、低騒音・低振動の機種を使用するものとする。 3) 工事の着手前及び施工時には、次表のとおり騒音・振動調査を実施するものとし、その調査結果について、監督職員が示す様式(騒音測定一覧表及び振動測定一覧表)により、速やかに監督職員に提出しなければならない。なお、測定結果が下表に示す基準値を超える場合は、直ちに作業を中止し、監督職員と協議するものとする。					
	騒音レベル側が 特定建設作業に伴って発		振動レベル測定 生施行規則			
	神足建設作業に伴って発生 測定方法 規制に関する基準(最終改 4月20日環境省告示第66号	正:平成27年 (最終改	五施打規則 E:令和3年3月25日環境省令			
	基準値 85dB	75dB				
	測定日数 工事着手前1日、工事実施	中 各1日				
	工事実施箇所の発生源を基の直線上の2点(10m・30m)なお、調査地点数は2点と査地点は別途、監督職員と	s点として、そ を測定する。 し、詳細な調 なお、調 な業する	箇所の発生源及びその測線上)m・40m)の合計3点を測定す 査地点数は2点とし、詳細な調 引途、監督職員と協議する。			

項目					《未川开文脉 6.3 万小昭第 1	摘要		
	測定時間 等 ものとし、 する。 なお、その	ら1時間間隔で 1回ごとの測定 都度、主要騒音 はするものとする	時間は10分と 要因を適切に	午前8時から ものとし、 する。 なお、その	51時間間隔で10回測定する 1回ごとの測定時間は10分と 都度、主要振動要因を適切に するものとする。			
(2) 境界対策	与えないよう十分注意 また、工事の施工に 十分留意して施工する	本工事周辺の道路、水路、家屋等に近接して施工する場合は、既存施設に損害を与えないよう十分注意して施工しなければならない。 また、工事の施工に際しては、隣接地権者及び関係者とトラブルの生じないよう、十分留意して施工するものとする。 なお、受注者の責によるトラブルの生じた場合は、受注者の責任において処理しなければならない。						
(3) 営農対策	本工事の隣接農地に	こおける営農に	こ支障が出た	ないよう配慮	意しなければならない。			
(4) 現場内への 立入制限等	安全のため第三者の設を設置するものとっ	- '/-'	立入を制限で	するとともに	こ、必要な箇所には安全施			
(5) 保安対策	1) 本工事に配置する交通誘導警備員は、原則として警備業法に定める警備員(指導教育責任者講習修了、指定講習または、基本教育及び業務別教育を受けた者)であって交通誘導の専門的な知識・技能を有する者とする。 2) 交通誘導警備員の配置は、下表のとおりとするが、条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。							
	配置場所	交通誘導 警備員	昼夜別	交代要員 の有無	備考			
	(県道桃山丸栖線・ 市道中橋北島線) 交差点	1人/日	昼間	無	土砂・資機材搬出入時			
	(市道中橋北島線) 工事始点部	1人/目	昼間	無	土砂・資機材搬出入時			
	(市道塩塚神田線) 工事終点部	1人/目	昼間	無	土砂・資機材搬出入時			
(6)交通対策	ない。 2) 工事用車両は、3 等を防止しなければ 3) 工事用車両の運行 られた場合は、その 工事現場周辺の て、事前に路面状況	三要資材及び当ばならない。 テに伴い、一般 の補修工事を打 一般道路につい 記等を記録して 复旧を行うこ	こ砂の搬入出 対道路等が指 指示するこ。 いて、工事 こおくものと ととする。た	出等において 計傷し、道路 とがある。 用車両が頻 さする。 善良	度を遵守しなければなら 二、車両からの流出、飛散 管理者から修復等を求め 繁に通行する道路につい 5、受注者の責で道路を破 な使用にもかかわらず路 こする。			
(7) 早朝及び夜 間作業の禁 止	労働災害及び騒音とない。	方止の観点から	ら、原則とし	て早朝及び	夜間作業を行ってはなら			

- -		ــــــــــــــــــــــــــــــــــــــ			文献し 3 万小蹈労 1	
項目		内		容		摘要
(8) 防塵対策				いないが、必要	と想定される場合	
	は、監督職員と協議	養するものと	する。			
 (9) 関係機関と	水敗が修に伴るシ	上完从八十份	協行由誌について	「紀の川市レ協議	中であり、令和6	
の調整	年8月上旬に協議が			、小口~2)・1111 二 1270日)	ET (0) 9 . 11/11 0	
7 19.511.				髪中であり、令和	6年8月上旬に協	
	議成立見込みである					
(10) 地上地下施 設に対する安 全対策	等が通過する箇所を行うものとする はこの限りではた	が職員に報告が がでは、高される。ただし、多ない。 の安全対策に は、監督職員	するものとし、架 制限を確認する安 安全対策施設につ こ要する誘導員の と協議するものと	空線等上空施設 全対策施設(簡いて施工計画上 配置や架空線の でする。	の下を工事用車両 易ゲート)の設置 対策が不要な場合 防護管を設置する	
	, , , ,				な施工を行うもの	
	とする。また、新	たに地下埋記	没物を発見した場	合は共通仕様書	第1章1-1-34	
	に基づき監督職員		_ , _ ,		Etymbo D 1 (4:34:), or	
	なお、円滑な所 ものとする。	三上を行ったと	めに試掘調査が必	、要な場合は、監	督職員と協議する	
	807 C 9 30					
4 調査						
(1) 平板載荷	構造物基礎地盤は	こおいて、次の	のとおり調査を行	「い、地盤支持力	を確認し、監督職	
	員に報告しなければ		IB A 1 III/66 13	シロムマロスコー		
	なお、以下の値を るものとし、以降の			異なる場合は、	監督職員と協議す	
	2 507 C C、以降V	設計地盤	調査方法			
	位置	支持力	(箇所数)	備考		
	ゲートNO.3	36. 324	平板載荷試験	ゲートNO. 3基礎	公元公	
	(施工終点部)	kN/m^2	(1箇所)	クートNO. 3 室板	E 1877	
(2) コーン指数 試験	認し監督職員に報告 せて決定するものと	らするものと とする。 ○変更を要す		数等の詳細は監		
	移行部工					
	大型フリュー		4 箇所	基礎部分		
	ムB1400・B1500		- I=1/21	2.000		
	ゲートNO.3					
5 照査	共通仕様書第1編 出するものとする。	1-1-3に基づ	く設計図書の照査	至を行い、その結	果を監督職員に提	
6 現場内運搬 に係る安全 措置等	1) 車両系荷役運搬 障害物、当該運搬 関して施工計画記	设車両系荷役	軍搬機械等の種類		係る場所の広さ、 種類及び形状等に	

	T		5(7)(7)	91 9 0 0 3 7 1 PE 9 13 1	,
項目		内	容		摘要
第5章 指定仮設 1 工事用地等	範囲に資材置場等 2)耕地上に資材置 設するものとし、 与えることのない 3)工事用地等の値 を10mメッシュの 定結果を監督職員	等を設置するものとす 遺場及び工事用道路違シート撤去時に盛士いよう、盛土の材料に 使用に先立ち、借地用 頻度で計測するものとす しいては、工事期間中	武等の盛土を行う場合 材等が耕地に飛散し復 には良質な材料を使用す 地及び借地用地に近接 とし、測定した箇所は	は、土木シートを敷 旧後の営農に支障を るものとする。 する部分の地盤高さ 座標にて管理し、測	
2 水替工		る湧水量は、次のとは	_		
	場所	想定排水量	排水方法	備考	
	2 号桝工 (2No. 0付近)	Qmax=6㎡/hr未満	作業時排水	1 箇所	
第6章 工事用地 等 1 発注者が確 保している用	現場施工状況管理のとする。 3)ポンプ等による 濁水等による処理	理を行い監督職員に幸 る排水先は、下流排力 里が必要な場合は、監	、実態に基づき計測及 股告するとともに、監督 、路(No. 0+19. 488付近) 会督職員と協議するもの 工事施工上必要な用地 5。	職員の確認を得るも を想定しているが、)とする。	
地 2 工事用地等 の使用及び返 還	使用条件等の確認 2) 受注者は、工事ない。 3) 受注者は、使用有者の立会いのものとする。なお、監督職員るものとする。4) 受注者は、工事あった場合は、国	恩を行わなければなら 第用地等を監督職員の 引条件に基づき必要な もと、土地使用補償契 動から要請があった場 がら要請があった場 第用地の返還後、土地 監督職員と協議の上、	指示に基づき、適切に 計置を講じたあと、監 約に定める期間内に工 場合は、「土地返還引受 の所有者等から原形復 誠意を持って対応する	使用しなければなら 督職員及び土地の所 事用地の返還を行う 書」の徴取に協力す 旧について苦情等が ものとする。	
3 受注者の裁 量による工事 用地等		ている工事用地以外の て処理するものとする)用地を受注者の裁量で な。	で確保する場合は、受	
第7章 工事用電 力 第8章 工事用材 料			ずの責任において準備し		
1 規格及び品	本上事で使用する	5 王要材料の規格及び	が品質は次のとおりであ	つる。これによりがた	1

項目		内	容	扌	摘要
項質	い場合は、同等あるいは同等 るものとする。 1) 石材及び骨材 クラッシャラン C-40 再生クラッシャラン ! 単粒度砕石 5号 スクリーニングス 2) 鋼材 鉄筋コンクリート用棒 縞鋼板 t=4.5 等辺山形鋼 4*50*50、 普通丸鋼 φ13	等以上の材料を使用 RC-30, RC-40 鋼 SD295 JIS G	目するものとし、監督		簡
	3) コンクリート二次製品 大型フリューム B1500×H1200 B1400×H1200 B1200×H1200 蓋板 U型カルバートA用スラブ歩道用 (L1000×B2000) コンクリートブロック t150×H190×W390, A種 一筆排水桝 400×240×600 4) コンクリート コンクリート コンクリート コンクリートは、レディーミクストコンクリートとし、種類は次のとおりとする。				
	種類 呼び強度 (N/mm2)	スランプ (cm) 粗骨材の 最大寸法 (mm)	W/C (%) を を を を を を を を を を を を を を を を の に を の を の	使用目的 移行部工	
	鉄筋コンクリート 21	12 25 (20)	60 以下 BB	1 号桝工 2 号桝工	
	無筋コンクリート	8 25 (20)	65 以下 BB	均しコンクリ ート 基礎コンクリ ート コンクリート 舗装	
	18	8 40	65 以下 BB	ウェイトコン クリート 重力式擁壁	
	※ 粗骨材最大寸法25mmは、る。 5) 地盤改良材 セメント系固化材(軟整6) 合成樹脂製品 硬質ポリ塩化ビニル管 7) その他 土木安定シート(引張・手動式水門扉 φ200 シール材(ウレタン系 本工事の大型フリュ	弱地盤用) VU φ200 JIS 強度980N/5cm) シール、1成分形)	К 6741		

			安楽川井支線 C 5 号水路第1工
項目		内容	指
	に使用する材料・工法 【種 類】 1 成分 【基本性能】 JIS A 8) 木材 受注者は、設計図書に	の品質規格に適合するもの 形ポリウレタン系シーリン 5758 建築用シーリング材	グ材 のF-20LMクラス れている場合はこれに従うも
2 見本又は資料提出	員に提出して承諾を得なけれ	ルばならない。 かいても自主管理記録を確認す	書、見本、カタログ等を監督職 ける場合があるので、監督職員
	材 料 名	, ,	
	石材及び骨材	試験成績書、粒	
	コンクリート	示方配合表、試	
	コンクリート二次製品	カタログ、試験	成績書
	鋼材類	ミルシート	
	管材類	カタログ、試験	成績書
	その他資材	カタログ、試験	成績書等
3 監督職員の 検査又は試験	次に示す工事材料は、使 い。	見用前に監督職員の検査又 に	は試験を受けなければならな
	材 料 名	検査・試験項目	備 考
	管材	外観、寸法	搬入時抽出検査
	鋼材類	外観、寸法	搬入時抽出検査
	牛コンクリート	スランプ、空気量、	構造物打設前
		塩化物含有量	(種類毎の初回)
	コンクリート二次製品	外観、寸法	搬入時抽出検査
	その他主要材料	外観、寸法等	搬入時抽出検査
第9章 施工 1 一般事項 (1) 基準点	監督職員が指示する。 なお、基準点等の位置デ	・一タは測地成果2011に対応	
(2) 中間技術検査	は従わなければならない2)中間技術検査を受ける	do	施する旨、通知を受けた場合 いら指示する出来形図及び出 ばならない。

査職員」という。)から提示を求められた場合は従わなければならない。

3) 契約図書により義務づけられた工事記録写真、出来形管理資料、工事関係図及び工事報告書等の資料を整備し、中間技術検査を命じられた職員(以下「技術検

項目	F	可	7	摘 要			
	4) 技術検査職員から修補を表 5) 中間技術検査又は修補に		- · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				
(3) 既設構造物 に対する措置	ついて事前に監督職員に報行	告して確認を受けなける と構造物の形状、設置位	敢去する場合は、構造・寸法に ればならない。また、原形復旧 位置(座標による設置位置の記				
	復旧を指示する場合がある。		された場合、必要に応じ、撤去・ うものとし、復旧まで現場内で				
	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	寺に再利用が可能な資格	職員と協議するものとする。 オ、有価物を確認した場合は、				
	5) NO. 4~EC2付近の既設三面	水路は、南側の雑木を フェイトコンクリートを	・残置するため、既設水路南側 と打設する。水路取壊し前に試 るものとする。				
(4) 舗装切断に 伴う排水等の 処理	舗装切断作業に伴い発生するないよう回収し、産業廃棄物の		直接、現場外に排出することが ものとする。				
(5) 設計図書の 充足	本仕様書及び設計図書等に明 するべきものについては、監督		ら、構造上及び機能上当然具備 充足するものとする。				
2 再生資源等 の利用							
(1) 建設副産物	搬出する場合は、工事現場内	受領書を搬入元に交付 登進計画の作成にあたり の土砂の掘削その他の					
	確認結果は再生資源利用促	進計画に添付するとと	認しなければならない。また、 もに、工事現場において公衆の				
	見えやすい場所に掲げなければならない。 3) 受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、再生 資源利用促進計画に記載した事項(搬出先の名称及び所在地、搬出量)と再生資 源利用促進計画を作成する上での確認事項に関する確認結果を委託した搬出者 に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。						
	4) 受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督職員から請求があった場合は、受領書の写しを提出しなければならない。						
(2) 再生資材の	受注者は、次に示す再生資	オを利用しなければない	うない。				
利用	資 材 名	規格	備考				
	再生クラッシャラン RC-3	0、RC-40	使用箇所:路盤工、基礎工				

項目			内	容			摘要
		3、舗装材に使斥 等を遵守する。	用する場合等に	は「舗装再生便覧」((公社)日本	道路協会発	
3 建設資材廃 棄物等の搬出	難な場 監督暗	島合は、次に示す 戦員と協議する。	ナ処理施設へ搬 ものとする。	資材廃棄物等を本現場内 出するものとするが、こ は、施工計画書に記載する	れにより糞	難い場合は、	
		なければなられ					
		設資材廃棄物	処理施設名	住所	受入時間	事業 区分	
	(有角		株式会社畑中 産業	紀の川市竹房字大平488 番1,493番1	8:00 ~ 17:00	再生資源 化施設	
	コンク	カリート殻 筋)	株式会社畑中 産業	紀の川市竹房字大平488 番1,493番1	8:00 ~ 17:00	再生資源 化施設	
	, 21545	発生土 生土)	株式会社ミナ ミ農園	岩出市今畑字横谷596番 地の1	8:00 ~ 17:00	最終処分	
		発生土 質土)	株式会社ミナ ミ農園	岩出市今畑字横谷596番 地の1	8:00 ~ 17:00	最終処分	
		ラスチック 木シート)	株式会社ヴァ イオス	紀の川市桃山町調月2822 番6外1筆	9:00 ~ 17:00	中間処理施設	
4 特定建設資 材の分別解体	規定に 知)」 ること 本コ	こついて (令和 6 に基づき適正な 。	6年5月28日付に 搬出先への確認	省令の改正及びストック・ け国土交通省不動産・建調 実な搬出を行い、その内容 程ごとの作業内容及び分	投経済局建 容を監督職	設業課長通	
等	工	工程	作業内容	分別解体	等の方法		
	程ごと	①仮設	仮設工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作	業の併用		
	の作	②土工	土工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作	業の併用		
	業内	③基礎	基礎工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作	業の併用		
	容し及び	④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無		業の併用		
	解体	⑤本体付属品	本体付属品の工 ■有 □無		業の併用		
	方法	⑥その他 ()	その他の工事 □有 ■ 無	□手作業 □手作業・機械作	業の併用		
5 土工 (1) 掘削	掘 ①排		レ及び盛土に流り	用するものとする。掘削_	上等が埋戻	三し材として	

			——————————————————————————————————————	柴川开文線 € 5 号水路	i カ I エビエョ			
項目		内	容		摘要			
	②掘削に当たっ ③法面の崩落に	流用出来ないと判断される場合は監督職員と協議するものとする。 ②掘削に当たっては、法面の崩落に十分注意して施工しなければならない。 ③法面の崩落により他の施設に重大な影響が発生又は、そのおそれが認められる 場合は、速やかに監督職員と協議しなければならない。						
(2) 埋戻し及び 盛土	及び 埋戻し及び盛土は、現地発生土及び購入土を使用するものとし、事前に締固め試験を実施し、試験結果に基づいて施工するものとする。区分毎の詳細は以下のとおりとする。 1)構造物隣接箇所等の埋戻し及び盛土は、一層の仕上り厚が30cm以下となるよう均一にまき出し、施工条件に合った小型締固め機械で締固め度90%以上となるよう締固めを行わなければならない。 2)その他の埋戻し及び盛土は、一層の仕上り厚が30cm以下となるよう均一にまき							
	出し、施工条件に合った小型締固め機械で締固め度90%以上となるよう締固めを 行わなければならない。							
6 地盤改良	化材添加量は、 得るものとする	5.0+19.488~2No.5+6.9 現地発生土を用いた室 う。 合試験結果から工法変	内配合試験を実施の	の上、監督職員の承認	諾を			
	施工場所	改良工法等		室内改良強度				
	基礎工	浅層改良 (バックホウ混合)	50 kg/m3	150 N/mm2				
	 3) 地盤改良の施工に当たり、所定の範囲について均質な改良を行うものとし、改良深さ、混合状況を確認し混合むらを生じないように施工し所定の強度が得られるまでの期間は適切に養生を行うものとする。なお、改良範囲(幅、深さ)の管理を行うものとする。 4) 使用した固化材の空袋について、使用数量を管理し監督職員に報告の上、適正に処理するものとする。 5) 本工事は、「六価クロム溶出試験」の対象工事であり、下記に示す工種について、六価クロム溶出試験を実施し、試験結果(計量証明書)を提出しなければならない。 なお、試験方法は、「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領(案)」によるものとする。また、土質条件、施工条件等により試験方法、検体数に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。 							
	対象工種	対象工法	配合試験段階 検体数	備考				
	基礎工	混合処理工法	1検体					
7 開渠工 (1) プレキャス ト水路	施工に先立ち、 なければならない	水路の割付図(割付番 、。	号を含む)を作成し	、監督職員の承諾	を得			
8 コンクリー トエ		打設後のシュート等の 廃棄物は、ピットやべ 。			9			

項目	内容	摘要
9 原形復旧工 (1) 耕地復旧	耕地の復旧に当たっては、圧密・沈下していることが予想されるため、設置した 仮設備等の仮設物を撤去した後、事前に計測した床土高さを各地点で確認するもの とし、床土高さが低くなっている場合は、監督職員と協議するものとする。	
(2) 舗装工	コンクリート舗装 ① コンクリート舗装は、路盤紙を敷設し、バイブレーター等で十分締固めた後養生しなければならない。 なお、舗装表面は、ほうき目仕上げとする。 ② コンクリート舗装に当たり、延長5mに1箇所の割合で目地を設けるものとする。	
第10章 施工管理 1 主任技術者 等の資格	主任技術者又は監理技術者の資格は入札公告によるものとする。	
2 工程管理	受注者は工事施工中において、計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じるおそれがある場合は、原因を究明するとともに対策案を速やかに監督職員へ報告しなければならない。	
3 施工管理の 追加項目	大型フリューム水路の目地間隔について、施工計画書に管理基準値及び規格値を 示し、監督職員の承諾の上、施工管理しなければならない。	
第11章 条件変更 の補足説明	本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは、設計図書等に示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。 1) 土 質 2) 転石の出現 3) 湧水及び地下水の噴出 4) 予想できなかった騒音及び交通規制 5) 第三者による事業の妨害 6) 地下埋設物(埋蔵文化財を含む)の出現 7) 関係機関との協議 8) その他監督職員が認めた事項	
第12章 公共事業 関係調査に 対する調査	本工事が発注者の実施する公共事業関係の各種調査の対象となった場合、受注者 はその実施に対し必要な協力を行わなければならない。 なお、調査対象工種及び調査要領等については、監督職員が別途指示するものと する。	
第13章 その他 1 電子納品	工事完成図書を、共通仕様書第1編1-1-37に基づき作成し、次のものを提出しなければならない ・工事完成図書の電子媒体(CD-R、DVD-RまたはBD-R)正副2部	

	安楽川井支線C5号水路第13	
項目	内容	摘罗
2 週休2日による施工	(1) 本工事は、週休2日に取り組むことを前提として、労務費、機械経費(賃料)、 共通仮設費(率分)、現場管理費(率分)を補正した試行対象工事である。受 注者は、契約後、週休2日による施工を行かなければならない。なお、受注者 の責によらない現場条件・気象条件等により週休2日相当の確保が難しいことが 地定される場合には監督職員と協議するものとする。 (2) 「週休2日」とは、対象期間を通じた現場閉所の日数が、4週8休以上となることで、対象期間の現場閉所日数の割合が28.5%(8日/28日)以上の水準に達する状態をいう。 なお、ここでいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。 ① 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。 なお、対象期間とおいて、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として 12月29日から 1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として 12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として 12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として 土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、会給期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容 に該当する期間(受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など)は含まない。 ② 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。 ③ 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。 ③ 3) 週休2日(4週8休以上)の実施の確認方法は、次によるものとする。 ② 受注者は、契約後、工事着手前日までに週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。 ② 受注者は、関外を1日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。 なお、週休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。 ③ 監督職員は、受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの関き取り等を行う。 ④ 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認を行うものとする。 ⑤ 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。 (4)監督職員が脳へ2日の実施状況について、必要に応じて関き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。 ⑤ 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。 (5)発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補 正係数により、労務費、機械経費(賃料)、共通仮設費(率分)、現場管理費 (率分)を補正する。 ① 御証により、3000000000000000000000000000000000000	
	4週8休以上	
	現場閉所率 28.5% (8日/28日) 以上	
	労務費 1.02	
	機械経費(賃料) 1.02	
	共通仮設費(率分) 1.02	
	現場管理費 (率分) 1.05	

当初積算において4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗

②補正方法

項目	内		容			摘 要
	じている。 なお、発注者は工事完成時に現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき上記①に示す補正係数による補正を行わずに減額変更する。また、提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、契約違反として「地方農政局工事成績等評定実施要領(模範例)の制定について」(平成15年2月19日付け14地第759号大臣官房地方課長通知。以下「工事成績要領」という。)別紙8(事業(務)所長用)に示す「7. 法令遵守等」において、点数10点を減ずるものとする。 (6) 週休2日の確保に取り組む工事において、市場単価方式・土木工事標準単価による積算に当たっては、以下の補正係数を適用するが、現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、補正を行わずに減額変更する。					
	名称	区分	補正係数 4週8休以上	備考		
	鉄筋工 (太径鉄筋を含む)		1. 02	市場単価		
	排水構造物工		1. 02	標準単価		
	構造物とりこわし工	機械	1. 02	11		
		人力	1. 02	IJ		
3 1日未満で 完了する作業 の積算	1) 本工事における1日未満で完了する作業の積算(以下「1日未満積算基準」という。)は、変更積算のみに適用する。 本項目に関する積算基準は、 URL: https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/attach/pdf/index-116.pdfを参照。 2) 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。 3) 同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せで1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。 4) 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要となる根拠資料(見積書、契約書、請求書等)により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。 5) 災害復旧工事等で人工精算する場合や、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。					
第14章 定めなき 事項	この特別仕様書に定めない事項又は本工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。					